

令和5年度 随意契約一覧表(健康医療部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	健康まちづくり室	「学校給食を活用した子供の適切な食塩摂取に向けた食育」に係る共同研究	令和3年度改正の学校給食摂取基準による食塩摂取量の目標達成に向け、国循のおいしい減塩食「かるしお」レシピを学校給食に応用すること、及び子供を介した親世代への啓発を図る食育プログラムの開発	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)	吹田市岸部新町6番1号 (国研)国立循環器病研究センター	3,000,000円	本業務は、令和3年度に改正された学校給食摂取基準の目標達成に向け、学校給食メニューの食塩摂取量の低減を図ることを通じて子供と親に食育を実施し、将来の高血圧・生活習慣病予防に向けた食育プログラムの形成を図るものである。そのため、おいしい減塩食「かるしお」として長年にわたり啓発実績のある国立循環器病研究センターの減塩調理のノウハウを活用すること、また、食育プログラムの開発に向けては、国民の食塩摂取の低減に向けて取組を進めてきた国立循環器病研究センターの啓発手法を取り入れることにより、子育て世代だけでなく全世代への展開、かつ他の自治体への波及をも見据えた創造性の高い食育モデルの形成が可能であるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)カに該当)
2	健康まちづくり室	地域実証事業等運営業務	企業や研究機関等による製品・サービスの開発・有効性の確認等を目的とする実証事業の実施支援、地域実証事業へ市民等の参画を促す健都ヘルスサポーター制度の運用等に関する業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)	吹田市岸部新町6番1号 (一社)健都共創推進機構	12,381,400円	健都における産学官民の共創の取組として、国立循環器病研究センターを中心として、国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)の採択を受けたプロジェクトを進めており、産学連携の促進とともに市民参加型の地域実証事業につなげる取組等を推進するため、本市を含む関係者の各事業を一体的かつ持続的に運用できる体制構築を目的に設立された「一般社団法人健都共創推進機構」に機能を集約することで、より効率的かつ効果的に事業を推進していくことが可能であるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)エに該当)
3	健康まちづくり室	休日急病診療所医科診療等業務	休日急病診療所における医科診療等業務の委託契約	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)	吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市医師会	69,793,900円	個別の医療機関では難しい休日や年末年始等における安定的な人材確保が見込まれ、確実な委託業務の遂行が可能と考えられるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)

4	健康まちづくり室	休日急病診療所歯科診療等業務	休日急病診療所における歯科診療等業務の委託契約	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市歯科医師会	15,287,800円	個別の医療機関では難しい休日や年末年始等における安定的な人材確保が見込まれ、確実な委託業務の遂行が可能と考えられるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)
No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
5	健康まちづくり室	休日急病診療所調剤業務	休日急病診療所における調剤業務の委託契約	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市薬剤師会	15,833,400円	個別の薬局では難しい休日や年末年始等における安定的な人材確保が見込まれ、確実な委託業務の遂行が可能と考えられるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)
6	成人保健課	公害健康被害認定患者 医学的検査業務	公害健康被害認定患者の認定更新申請及び障害補償費等級の診査に必要な医学的検査業務の委託	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	吹田市岸部新町5番7号 (地独)市立吹田市民病院	単価契約 診断料 1件 4,320円(税抜) 呼吸機能検査 1件 4,950円(税抜) 他10項目  執行予定総額 3,743,000円	「公害健康被害の補償等に関する法律に係る処理基準について(平成13年5月24日環保企第587号通知)」において、「医学的検査の実施は、公害健康被害認定審査会の意見を聴いて、検査機能、立地条件、迅速効率的な実施等の点から適当と認められる病院等の施設を定め、これに委託することにより行うこと。」とされているため (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)

7	成人保健課	公害健康被害認定患者 医学的検査業務	公害健康被害認定患者 の認定更新申請及び障 害補償費等級の診査に 必要な医学的検査業務 の委託	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)	吹田市南高浜町32番19号 (公社)淀川勤労者厚生協 会附属 相川診療所	単価契約 診断料 1件 4,320円(税抜) 呼吸機能検査 1件 4,950円(税抜) 他10項目  執行予定総額 3,743,000円	「公害健康被害の補償等に関する法律に係る処理基準について (平成13年5月24日環保企第587号通知)」において、「医学的検 査の実施は、公害健康被害認定審査会の意見を聴いて、検査機 能、立地条件、迅速効率的な実施等の点から適当と認められる 病院等の施設を定め、これに委託することにより行うこと。」とさ れているため (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)
8	成人保健課	乳がん検診マンモグラ フィ読影診断システムに おける電磁的記録媒体 使用等業務	乳がん検診マンモグラ フィ読影診断システム の運用に際し、当該シ ステムの開発業者が提 供する専用の電磁的記 録媒体(遠隔読影シ ステムPSU)を使用する。	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)	大阪府豊中市新千里東町1 丁目4番2号 (株)クライムメディカルシ テムズ	単価契約 1件につき318円  執行予定総額 3,169,188円	乳がん検診マンモグラフィ読影診断システムの運用に際しては、 当該システムを開発した業者が提供する専用の電磁的記録媒体 (遠隔読影システムPSU)を使用する必要があり、プログラム著作 権を有する業者でしかできないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)カに該当)

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
9	成人保健課	吹田市胃・肺・大腸がん 集団検診業務	胃・肺・大腸がん集団検 診業務の委託	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)	大阪市城東区森之宮 1丁目6番107号 (公財)大阪府保健医療財 団	単価契約 胃がん検診 基本料金 平日 車1台 206,800円(税込) 基本料金 休日 車1台 227,480円(税込) 他6項目  執行予定総額 10,611,310円	市民の利便性を図るため、胃・肺・大腸がん同時検診として、本 市の集団検診スケジュールに対応して検診車両を配備し実施す るため (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)
10	成人保健課	吹田市胃がん検診(胃内 視鏡検査)業務	胃がん検診(胃内視鏡 検査)の業務委託	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)	吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市医師会	単価契約 一部負担金免除者 1件 20,490円(税込) 一部負担金徴収者 1件 18,490円(税込) 他2項目  執行予定総額 30,557,608円	市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別検診方式として 市内医療機関で胃がん検診(胃内視鏡検査)業務を実施するた め。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)
11	成人保健課	吹田市肺がん検診業務	肺がん検診業務の委託	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)	吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市医師会	単価契約 X線撮影 一部負担金免除者 1件 3,144円(税込) 一部負担金徴収者 1件 2,744円(税込) 他4項目  執行予定総額 48,321,020円	市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別検診方式として 市内医療機関で肺がん検診業務を実施するため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
12	成人保健課	吹田市大腸がん検診業務	大腸がん検診業務の委託	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市医師会	単価契約 一部負担金免除者 1件 2,218円(税込) 一部負担金徴収者 1件 1,918円(税込)  執行予定総額 47,028,090円	市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別検診方式として市内医療機関で大腸がん検診業務を実施するため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)
13	成人保健課	吹田市子宮がん検診業務	子宮がん検診業務の委託	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市医師会	単価契約 子宮がん検診 頸部 一部負担金免除者 1件 7,132円(税込) 一部負担金徴収者 1件 6,632円(税込) 他4項目  執行予定総額 86,354,930円	市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別検診方式として市内医療機関で子宮がん検診業務を実施するため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)
14	成人保健課	吹田市乳がん検診業務	乳がん検診業務の委託	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市医師会	単価契約 視触診 一部負担金免除者 1件 2,965円(税込) 一部負担金徴収者 1件 1,965円(税込) 他1項目  執行予定総額 87,971,460円	市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別検診方式として市内医療機関で乳がん検診業務を実施するため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)

15	成人保健課	吹田市前立腺がん検診業務	前立腺がん検診業務の委託	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市医師会	単価契約 一部負担金免除者 1件 3,098円(税込) 一部負担金徴収者 1件 2,398円(税込)  執行予定総額 23,653,120円	市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別検診方式として市内医療機関で前立腺がん検診業務を実施するため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)
No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
16	成人保健課	吹田市B型・C型肝炎ウイルス検診業務	B型・C型肝炎ウイルス検診業務の委託	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市医師会	単価契約 基本検査 1件 5,463円(税込) HCV抗体検査 1件 1,320円(税込) 他1項目  執行予定総額 6,470,430円	市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別検診方式として市内医療機関でB型・C型肝炎ウイルス検診業務を実施するため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)
17	成人保健課	吹田市骨粗しょう症検診業務	骨粗しょう症検診業務の委託	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市医師会	単価契約 一部負担金免除者 1件 5,152円(税込) 一部負担金徴収者 1件 4,152円(税込)  執行予定総額 7,876,880円	市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別検診方式として市内医療機関で骨粗しょう症検診業務を実施するため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)
18	成人保健課	吹田市30歳代健康診査業務	30歳代健康診査業務の委託	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市医師会	単価契約 基本診査 1件 8,409円(税込) 心電図検査 1件 1,650円(税込) 他3項目  執行予定総額 16,239,200円	市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別健診方式として市内医療機関で30歳代健康診査業務を実施するため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)

19	成人保健課	吹田市生活習慣病予防健康診査業務	生活習慣病予防健康診査業務の委託	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)	吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市医師会	単価契約 基本診査 1件 8,409円(税込) 心電図検査 1件 1,650円(税込) 他5項目  執行予定総額 7,397,460円	市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別健診方式として市内医療機関で骨粗しょう症検診業務を実施するため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)
No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
20	成人保健課	吹田市健康長寿健診業務	健康長寿健診業務の委託	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)	吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市医師会	単価契約 貧血検査 1件 253円(税込) 生化学検査 1件 308円(税込) 他2項目  執行予定総額 24,231,000円	市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別健診方式として市内医療機関で健康長寿健診業務を実施するため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)
21	成人保健課	吹田市成人歯科健康診査業務	成人歯科健康診査業務の委託	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)	吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市歯科医師会	単価契約 74歳以下 1件 5,439円(税込) 75歳以上(広域加入) 1件 1,120円(税込) 他2項目 執行予定総額 116,442,580円	市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別健診方式として市内医療機関で成人歯科健康診査業務を実施するため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)

22	成人保健課	吹田市在宅要介護者・ 児訪問歯科健康診査業 務	在宅要介護者・児訪問 歯科健康診査業務の委 託	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)	吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市歯科医師会	単価契約 訪問歯科健康診査 基本額(月額) 282,857円(税込) 1人あたり(1回) 24,829円(税込)  執行予定総額 8,111,794円	吹田市民で通院が困難な者を対象に歯科健康診査を実施しており、精密検査が必要になった場合等の医療措置についても、市内医療機関で緊密連携計のもと実施する必要があるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)
23	成人保健課	吹田市口腔ケア活動推 進業務	口腔ケア活動推進業務 の委託	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)	吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市歯科医師会	3,482,560円	口腔ケアセンターに歯科衛生士を常駐させて施設の管理運営及び市民対応、歯科口腔保健に関する各種コンテンツの提供等、多様な業務に対応するため、相応の歯科衛生士の派遣、歯科口腔保健に関する深い知識や市施設の管理運営の責任等を果たせる団体として認められるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
24	成人保健課	吹田市結核検診業務	結核検診業務の委託	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市医師会	単価契約 1件 2,310円(税込) 執行予定総額 31,231,200円	市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別検診方式として市内医療機関で結核検診業務を実施するため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)
25	母子保健課	吹田市6歳臼歯健康診査業務	6歳臼歯健康診査業務の委託	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市歯科医師会	単価契約 6歳臼歯健康診査 1件 3,795円(税込) 執行予定総額 8,273,100円	市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別健診方式として市内歯科医療機関で6歳臼歯健康診査業務を実施するため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)
26	母子保健課	吹田市妊婦・産婦歯科健康診査業務	妊婦・産婦歯科健康診査業務の委託	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市歯科医師会	単価契約 妊婦歯科健康診査 産婦歯科健康診査 1件 5,439円(税込) 執行予定総額 11,802,630円	市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別健診方式として市内歯科医療機関で妊婦・産婦歯科健康診査業務を実施するため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)
27	母子保健課	1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査業務(個別健診)	1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査業務(個別健診)の委託	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市医師会	単価契約 1歳6か月児健康診査 3歳児健康診査 1件 6,644円(税込) 執行予定総額 24,051,280円	市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別健診方式として市内医療機関で1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査業務を実施するため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)
28	母子保健課	4か月児健康診査業務	4か月児健康診査業務の委託	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市医師会	単価契約 4か月児健康診査 1件 6,644円(税込) 執行予定総額 19,334,040円	市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別健診方式として市内医療機関で4か月児健康診査業務を実施するため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
29	母子保健課	妊婦・産婦・乳児一般・乳児後期・新生児聴覚健康診査業務及び審査事務業務	妊婦・産婦・乳児一般・乳児後期・新生児聴覚健康診査業務及び審査事務業務の委託	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪市天王寺区上本町 2丁目1番22号 (一社)大阪府医師会	単価契約 乳児一般健診 乳児後期健診 1件 6,925円(税込) 他13項目 執行予定総額 388,258,068円	市民が最寄りの医療機関で受診できるよう、個別健診方式として府内医療機関で妊婦・産婦・乳児一般・乳児後期健康診査業務を実施するため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)
30	母子保健課	吹田市訪問指導業務	訪問指導業務の委託	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪市天王寺区細工谷 1丁目1番5号 (一社)大阪府助産師会	単価契約 訪問指導(産婦及び乳幼児) 1件 6,926円(税込) 他2項目 執行予定総額 16,296,335円	生後4か月までの乳児及びその母親に対して、助産師による訪問指導を行うに当たり、年間2,000件を超える訪問を確実にかつ適切に実施できる能力を有しているため契約したものです。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)
31	母子保健課	吹田市助産師継続訪問指導業務	助産師継続訪問指導業務の委託	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪市天王寺区細工谷 1丁目1番5号 (一社)大阪府助産師会	単価契約 訪問指導(妊婦) 1件 3,463円(税込) 他4項目 執行予定総額 9,517,147円	出産直前から生後4か月までの乳児及びその母親に対して、助産師による訪問指導を行うに当たり、年間1,000件を超える訪問を確実にかつ適切に実施できる能力を有しているため契約したものです。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)
32	母子保健課	すいた助産師相談窓口業務	助産師による相談支援業務やそれに伴う事務処理業務の委託	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪市天王寺区細工谷 1丁目1番5号 (一社)大阪府助産師会	21,726,144円	専門的立場からの指導を必要とする助産師による相談支援の実施が可能で、また十分な助産師の人員の確保ができる能力を有するため契約したものです。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)

33	国民健康保険課	保険者事務共同電算処理等事業委託業務	保険者が行う事務のうち電子計算機等により共同して処理することが効率的な業務を委託	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)	大阪府中央区常磐町1丁目3番8号 大阪府国民健康保険団体連合会	単価契約 基本処理 1件につき17.18円 他14項目 執行予定総額 32,220,680円	大阪府国民健康保険団体連合会は、国民健康保険法に基づく公益法人であり、各保険者共通の事務について一元的に共同処理を行っており、経費の節減、事務処理の効率化を図ることができるため (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)オに該当)
No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
34	国民健康保険課	吹田市国保健康診査業務	特定健康診査に係る健診業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)	吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市医師会	単価契約 基本項目 1件につき 8,409円 他6項目 執行予定総額 263,241,900円	本契約は「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき実施が義務付けられており、実施にあたっては市民の利便性を図るため個別健診方式としており健診の効果を上げるためには医療機関と緊密な連携が必要であるため (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)
35	国民健康保険課	吹田市国民健康保険特定保健指導業務(動機付け支援)	特定健康診査結果説明時に特定保健指導動機付け支援対象者に対し、初回面接を行う	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)	吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市医師会	単価契約 1件につき8,580円 執行予定総額 17,160,000円	本契約は「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき実施が義務付けられており、特定健康診査結果説明と同時に初回面接を行うことにより、特定保健指導の実施率向上が見込まれるため (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)
36	国民健康保険課	特定健診・特定保健指導等データ管理業務	特定健診・特定保健指導等の結果データを「特定健診等データ管理システム」により保存・保管し、それを基に各種の統計表や国への報告書を作成する。	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)	大阪府中央区常磐町1丁目3番8号 大阪府国民健康保険団体連合会	単価契約 1件につき155.47円 執行予定総額 4,104,408円	大阪府国民健康保険団体連合会は、国民健康保険法に基づく公益法人であり、各保険者共通の事務について一元的に共同処理を行っており、経費の節減、事務処理の効率化を図ることができるため (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)オに該当)
37	国民健康保険課	国民健康保険システム番号制度対応版ソフトウェア(APP)サポートサービス業務	国民健康保険システムソフトウェア(アドワールド)番号制度対応版にかかる情報提供、問題解決の支援の体制を取るとともに改良版の提供を行う。	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)	大阪府北区堂島浜1丁目2番1号 (株)日立システムズ関西支社	3,215,844円	国民健康保険システムは当業者が開発したものであり、平成26年3月28日から令和6年3月31日まで国民健康保険システム構築及び保守契約を行っており、システムの安定かつ円滑な運営において、当業者以外との契約は不可能であるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)カに該当)

38	国民健康保険課	後期高齢者医療システムソフトウェア(APP)及び後期高齢者医療システムミドルソフトウェア(PP)サポートサービス業務	後期高齢者医療システムのソフトウェア及び稼働させる前提となるミドルソフトウェアの最新性を維持し、システムの安定稼働を図る業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)	大阪市北区堂島浜1丁目2番1号 (株)日立システムズ関西支社	5,676,000円	後期高齢者医療事務処理システムは、日立システムズ製のパッケージシステムを採用しており、同社が本契約対象ソフトウェアの著作権を有しております。また、本業務を行うにあたり、対象ソフトウェア、機器並びに基幹ソフトウェア群についての詳細な仕様を熟知し、本業務を行う技術を有しているため (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)カに該当)
----	---------	--	--	---	-----------------------------------	------------	---

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
39	国民健康保険課	後期高齢者医療システムリビジョンアップに伴うカスタマイズ部位の修正業務	後期高齢者医療システムの定期リビジョンアップ(機能追加)に伴い、吹田市独自仕様で改造(カスタマイズ)している部位との整合性を図る業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)	大阪市北区堂島浜1丁目2番1号 (株)日立システムズ関西支社	5,148,000円	後期高齢者医療事務処理システムは、日立システムズ製のパッケージシステムを採用しており、同社が本契約対象ソフトウェアの著作権を有しております。また、本業務を行うにあたり、対象ソフトウェア、機器並びに基幹ソフトウェア群についての詳細な仕様を熟知し、本業務を行う技術を有しているため (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)カに該当)
40	保健医療総務室	吹田市生活衛生システム改修(畜犬管理システム国連携)業務	吹田市生活衛生システムを狂犬病予防法の特例制度に対応できるように改修する業務	契約締結日から令和5年6月30日まで (令和5年4月14日)	静岡県静岡市葵区紺屋町12番地6 (株)静岡情報処理センター	3,366,000円	本業務は、随意契約交渉の相手方である株式会社静岡情報処理センターが本市の仕様により令和元年度に構築したシステムを改修するものです。このシステムの改修は同業者でなければ行うことができないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とします。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)カに該当)
41	衛生管理課	動物の飼養保管等業務委託	市が捕獲、収容等を行った犬猫等を長期に保管、飼育し、又は処分する業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)	大阪府	14,833,190円	中核市移行に伴い、市保健所が大阪府から事務権限の移譲を受けた動物行政のうち、市が捕獲、収容等を行った犬猫等を長期に保管、飼育し、又は処分する業務についてその施設がないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)オに該当)
42	地域保健課	吹田市保健所感染症患者搬送業務	感染症患者の搬送業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)	大阪市旭区太子橋2丁目9番32号 西日本PAM(株)	単価契約 患者搬送費 0.5時間につき3,000円 医療従事者 0.5時間につき3,000円 感染症対策費 1回につき8,000円 他14項目  執行予定総額 3,149,700円	感染症患者の搬送を行っている入札資格のある業者が限られるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)カに該当)

43	地域保健課	新型コロナウイルス感染症に関する市民向け電話相談コールセンター運営業務	新型コロナウイルス感染症に関する市民向け電話相談コールセンター運営業務	令和5年4月1日から令和5年9月30日まで (令和5年4月1日)	東京都豊島区南大塚3丁目30番3号 (株)アイネットサポート	19,860,027円	本業務は、患者の生命を守るために誤った対応が許されない業務であり、本市の医療機関の状況や対応する相談内容、基準等について正確に把握している必要があるほか、頻繁に変更される国や府の方針、制度等に迅速に対応することが求められ、他の業務と比較して受託業者のノウハウや経験がより一層要求されることから、継続して業務に当たる必要があるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)カに該当)
No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
44	地域保健課	新型コロナウイルス感染症対策業務への人材(保健師)派遣業務	労働者派遣業者から人材(保健師)の派遣を受け、新型コロナウイルス感染症に係る積極的疫学調査等に対応する業務	令和5年4月1日から令和5年5月7日まで (令和5年4月1日)	大阪市北区大深町4番20号 (株)メディカル・コンシェルジュ グランフロント大阪支社	単価契約 通常単価 1時間 3,200円 執行予定総額 10,112,080円	保健師が担う積極的疫学調査、入院や外来受診の対応は人命に関わるほか、新型コロナウイルス感染症対応に係る手順やマニュアルが保健所ごとに異なっていることから、本市における実務経験が必要であるが、資格保持者の人材確保に時間を要することから、継続して業務に当たる必要があるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)カに該当)
45	地域保健課	吹田市保健所SARS-CoV-2核酸検出委託業務	吹田市保健所等で採取したSARS-CoV-2の検体の回収、搬送及びSARS-CoV-2核酸検出の実施	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	吹田市山田丘3番1号 (一財)阪大微生物病研究会	単価契約 SARS-CoV-2核酸検出 1件あたり6,000円 検体プール法によるSARS-CoV-2核酸検出 1件あたり4,500円 他2項目 執行予定総額 32,987,350円	厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査が可能と示されており、また、本市内の医療機関等で採取した検体の搬送及び検査が可能な施設は限られるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)カに該当)
46	地域保健課	新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者への食料品等配達業務	新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者への食料品等配達を行う業務	令和5年4月1日から令和5年5月7日まで (令和5年4月1日)	吹田市幸町4番1号 大阪よどがわ市民生活協同組合	単価契約 食料品1セットにつき 6,500円 配達料1件につき 3,000円 パルスオキシメーター管理料 1件につき500円 執行予定総額 4,565,970円	食料品の調達から梱包までに数週間を要することから、入札を執行した場合に年度当初からの受託が困難であるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)カに該当)

47	地域保健課	吹田市新型コロナ関係事務処理センター業務	吹田市保健所内に事務処理センターを設置し、新型コロナウイルス感染症に関する事務処理等を行う業務	令和5年4月1日から令和5年5月31日まで (令和5年4月1日)	大阪市中央区備後町3丁目4番1号 (株)日本旅行 大阪法人営業統括部	単価契約 通常期対応1日あたり239,800円 繁忙期対応1日あたり315,200円 他5項目  執行予定総額7,958,500円	人員配置等の準備期間として1か月程度要することから、入札を執行した場合に年度当初からの受託が困難であるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)カに該当)
No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
48	地域保健課	新型コロナウイルス感染症自宅療養者の急変患者対応業務	新型コロナウイルス感染症に関する市民からの要請に応じ関係機関と調整等により、必要な対応を行う業務	令和5年4月1日から令和5年5月7日まで (令和5年4月1日)	東京都豊島区南大塚3丁目30番3号 (株)アイネットサポート	5,886,369円	本業務は、患者の生命を守るために誤った対応が許されない業務であり、本市の医療体制や対応手順を把握し、速やかに治療に繋げるために本市の実務経験が必要であること、頻繁に変更される国や府の方針、制度等に迅速に対応することが求められること、資格保持者の人材確保に時間を要し、受託業者が変更となった場合に履行開始までに体制を確立できない恐れがあることから、継続して業務に当たる必要があるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)カに該当)
49	地域保健課	新型コロナウイルスワクチン接種に係る予診票等の作成、封入封緘、配送等の業務	予防接種法に基づく新型コロナウイルスワクチン接種に伴う接種券一体型予診票及び同封書類等を作成し、封筒へ封入封緘。その後、発注者が指定する日時、場所への配送。	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	大阪市中央区平野町2丁目1番2号 共同印刷西日本(株)	単価契約 接種券一体型予診票1枚につき4円 接種券一体型予診票(基礎疾患等)1枚につき13.8円  執行予定総額10,450,000円	令和5年度の接種スケジュールが確定した令和5年3月7日付けの国からの通知後、3月23日に補正予算が議決され、短期間のスケジュールで接種券等の作成から発送までを行うことが必要になったことから、緊急を要する事業であるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第5号に該当)
50	地域保健課	吹田市地域保健課冷凍庫等レンタル業務	新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施に必要な物品のレンタル業務。	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで (令和5年4月1日)	吹田市豊津町1番33号 (株)ダスキン レントオール事業部	1,540,000円	令和5年度の接種スケジュールが確定した令和5年3月7日付けの国からの通知後、3月23日に補正予算が議決され、短期間のスケジュールで物品の手配を行うことが必要になったことから、緊急を要する事業であるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第5号に該当)

51	地域保健課	吹田市新型コロナウイルスワクチン接種予診票審査及び支払い業務	<p>会員である医療機関から、予防接種法に基づく新型コロナウイルスワクチン接種の予診票を集約し、提出された実施報告書及び予診票の内容を審査するとともに、市から支払われた接種費用について、医療機関ごとに指定された口座に振り込む。</p>	<p>令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)</p>	<p>吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市医師会</p>	<p>単価契約 予診票審査及び支払い 1件につき73円 レターバックプラス 1件につき520円  執行予定総額 20,546,270円</p>	<p>市内の約280医療機関を会員に有し、医療機関と緊密な連携のもと本業務を正確に遂行することができるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)</p>
----	-------	--------------------------------	---	---	-----------------------------------	---	--

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
52	地域保健課	吹田市予防接種業務	予防接種法に基づく 予防接種業務及び協 力医療機関の取りま とめ業務	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年4月1日)	吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市医師会	単価契約 四種混合ワクチン 1件につき10,033円  子宮頸がんワクチン (シルガード) 1件につき32,358円  他38項目  執行予定総額 1,177,662,134円	市民が最寄りの医療機関で接種できるよう、個別接種方式として 市内医療機関で予防接種業務を実施するため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)ウに該当)

5月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	国民健康保険課	吹田市国民健康保険特 定保健指導(積極的支 援)業務	40歳以上の吹田市国 民健康保険被保険者が 対象の国保健康診査結 果から「積極的支援」判 定を受けた対象者に対 し、特定保健指導(積極 的支援)を実施する業 務	令和5年5月1日から 令和6年9月30日まで  (令和5年5月1日)	吹田市岸部新町6番1号 (国研)国立循環器病研 究センター	単価契約 1件につき34,000円 執行予定総額 3,440,800円	令和2年10月から国立循環器病研究センターと吹田市医師会と 共同で心不全の予後因子に関する研究に取り組んでおり、健診 受診者のうち必要な方への心不全予防のための保健指導を行っ ている。令和5年度からは、この2年間の成果を踏まえ、本市が 実施する健診に検査を追加して心不全予防のための保健指導を 国循に委託して実施する予定である。心不全予防のための保健 指導と特定保健指導とを一体的に実施することで、新たな国循 の知見に基づく質の高い特定保健指導を市民に提供することが できるため随意契約するもの。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)カに該当)

6月分については対象案件はありません。

## 7月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	国民健康保険課	後期高齢者医療システム文字管理サーバ移行対応業務	後期高齢医療システムで利用している文字管理サーバに対するOS切替に伴うバージョンアップ作業	令和5年7月31日から 令和6年3月31日まで  (令和5年7月31日)	大阪市北区堂島浜1丁目2番1号 (株)日立システムズ関西支社	5,645,222円	後期高齢者医療システムは、株式会社日立システムズ製のパッケージシステムを採用しており、本業務を行うにあたっては対象ソフトウェア、機器並びに基幹ソフトウェア群について詳細な仕様を熟知している必要がある。当該業者とは本業務パッケージシステムの保守実績があり、本業務を行う技術も有していることから、システムの安定かつ円滑な運営において当該業者が適しているため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)カに該当)

8月～9月分については対象案件はありません。

## 10月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	地域保健課	吹田市任意インフルエンザワクチン接種費用助成委託業務	市内医療機関に、中学3年生を対象とした任意インフルエンザワクチン接種に伴う助成券による接種費用を割り引いた収納の依頼を行い、実施医療機関に同費用の支給事務を行う業務	令和5年10月1日から 令和6年3月31日まで  (令和5年10月1日)	吹田市出口町19番2号 (一社)吹田市医師会	単価契約 インフルエンザワクチン1件につき2,000円  事務手数料1件につき148円  執行予定総額 5,169,376円	市民が最寄りの医療機関で接種できるよう、個別接種方式として市内医療機関で予防接種業務を実施するため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)カに該当)

## 11月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	国民健康保険課	後期高齢者医療システム改修業務(シーケンス番号付与)	後期高齢者医療保険料額決定通知書・納付書(月次分)にシーケンス番号を付与するための後期高齢者医療システムの改修	令和5年11月15日から 令和6年3月31日まで  (令和5年11月15日)	大阪市北区堂島浜1丁目2番1号 (株)日立システムズ関西支社	3,339,600円	後期高齢者医療システムについては、株式会社日立システムズ製のパッケージシステムを採用しており、本契約対象ソフトウェアの著作権を有している当該業者と単独で随意契約を行うとするもの。また、本業務を行うにあたり、対象ソフトウェア、機器並びに基幹ソフトウェア群について詳細な仕様を熟知している必要があるが、当該業者とは本業務パッケージシステムの保守実績があり、本業務を行う技術も有していることから、システムの安定かつ円滑な運営において当該業者が適しているため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)カに該当)

12月～1月分については対象案件はありません。

2月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	国民健康保険課	吹田市国民健康保険業務及び後期高齢者医療業務一部委託	吹田市国民健康保険業務及び後期高齢者医療業務の一部を委託する契約	令和6年2月1日から 令和12年1月31日まで (令和6年2月1日)	兵庫県神戸市中央区伊藤町119番地 (株)日本ビジネスデータ プロセッシングセンター	1,259,082,000円	吹田市国民健康保険業務及び後期高齢者医療業務一部委託は、業務の委託範囲が多岐にわたることや窓口業務を含む住民対応業務があり、一定以上の品質を担保する必要がある。また、業務の効率化・標準化を推進するためには市が詳細に仕様を確定し、価格競争原理による入札方式で選定するのではなく、業務の実施方法を含めて、民間事業者のリソース・知見を活かした提案を受け、決められた予算内でどれだけサービス(質・量)を提供できるか、本市の考える内容に合っているかどうかといった内容を総合的に判断するため、プロポーザル方式による契約候補者の選定を行った。審査の結果、左記事業者を最優秀提案事業者として決定したため、当該業者を契約候補者とし、随意交渉を行ったもの。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)カに該当)

3月分については対象案件はありません。